

各務原市ひきこもり支援プラットフォーム設置要綱

(令和5年6月14日決裁)

(設置)

第1条 市は、ひきこもりの状態にある者及びその家族等への支援（以下「ひきこもり支援」という。）に関して、庁内関係部局及び関係機関が相互に情報共有を図るとともに、連携して支援に取り組む体制を構築するため、各務原市ひきこもり支援プラットフォーム（以下「市プラットフォーム」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市プラットフォームは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 包括的なひきこもり支援を実施するための体制整備に向けた調整に関する事項
- (2) ひきこもりについての個別の相談に対する支援方針の検討に関する事項
- (3) ぎふ就職氷河期世代活躍支援プラットフォームとの連絡調整に関する事項

(組織)

第3条 市プラットフォームは、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 各務原市社会福祉協議会の職員
- (2) 岐阜公共職業安定所の職員
- (3) 各務原市健康福祉部生活支援課の職員

(事務局)

第4条 市プラットフォームの事務局（以下「事務局」という。）は、健康福祉部生活支援課に置く。

(会議)

第5条 市プラットフォームの会議（以下「会議」という。）は、事務局が議事の内容に応じて構成員の全部又は一部を指名し、招集する。

2 事務局は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市プラットフォームの運営に関し必要な事

項は、健康福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 3 1 日決裁）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。